

改正

平成31年 3 月22日告示第40号

令和 6 年 7 月23日告示第131号

大和市社会体育大会出場選手等奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大和市のスポーツの振興及び発展を図り、市民のスポーツ活動に対する意識の高揚及び参加を高めるため、社会体育大会に出場した個人又は団体に大和市社会体育大会出場選手等奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 奨励金の交付対象者は、大和市内に居住する個人又は6人以上の選手をもって構成する大和市内に所在する団体であって、次の各号のいずれかに該当する社会体育大会（以下「大会」という。）に出場したものとする。ただし、同一の大会において大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）別表に掲げる大和市立中学校課外活動派遣費支給事業に係る当該派遣費の支援を受けたものを除く。

- (1) 国、公益財団法人日本スポーツ協会（同協会に加盟している団体を含む。）又はこれらに準ずる団体が主催する全国規模の大会
- (2) オリンピック競技大会、世界選手権大会又はこれらに準ずる国際大会

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の額は、次の表に掲げる大会の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

区分	項目	金額
前条第1号に掲げる大会	個人	5,000円
	団体	30,000円
前条第2号に掲げる大会	個人	8,000円
	団体	48,000円

(交付申請)

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書に当該大会の主催者が作成した大会結果（以下この条において「添付書類」とい

う。)を添えて、当該大会の最終日の翌日から起算して60日以内に市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合には、申請者の大会結果がわかる書類及び当該大会の主催者が作成した大会要項をもって添付書類に代えることができる。

3 奨励金の交付申請は、交付対象者につき同一年度内において、1回に限り行うことができる。
(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合にはその内容を審査し、適当と認められるものにつき交付を決定し、奨励金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還等)

第6条 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたものがあつた場合は、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させることができる。

(暴力団等の排除)

第7条 市長は、大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。)に、奨励金の交付対象者が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かの照会(以下「照会」という。)を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により奨励金の交付対象者が暴力団等に該当する場合は、前条の規定を準用する。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月22日告示第40号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年7月23日告示第131号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	奨励金交付申請書	第4条
第2号様式	奨励金交付決定通知書	第5条